

別表

出席停止期間の基準は、文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」（平成30年3月）より抜粋しています。

注2	病名	出席停止期間の基準	備考
第一種	エボラ出血熱、ラッサ熱、特定鳥インフルエンザ、ジフテリア、ポリオ 他	治癒するまで	感染症法の一類・二類（結核を除く）
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療法が終了するまで	空気感染か飛沫感染 学校で感染をを広げる可能性が高い
	麻疹（はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで	
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで（抗結核薬の予防投薬は出席停止に該当しない）	
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した翌日を1日目として5日経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した翌日を1日目として5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで	教育活動で感染を広げる可能性がある
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ		
	腸チフス		
	細菌性赤痢		
	パラチフス		
その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ等）	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身状態が良くなるまで（注2）	医師の意見による	

注2 「全身状態が良好になる」とは、支障なく学校生活を送れる状態と考える。